

～制度調査部情報～

2008 年 05 月 09 日 全 5 頁

適格機関投資家の届出は 年 4 回に（確定版）

制度調査部
横山 淳

【要約】

- 2008 年 4 月 28 日、適格機関投資家の届出手続などに関する内閣府令の改正が公布された。
- 具体的には、適格機関投資家の届出時期を、従来の年 2 回（1 月、7 月）から年 4 回（1 月、4 月、7 月、10 月）に増やすこととしている。
- また、適格機関投資家としての届出内容に変更があった場合には変更届出の提出を求めることとしている。
- 施行日は、2008 年 5 月 1 日である。

※本稿は、2008 年 3 月 31 日付レポート「適格機関投資家の届出時期は年 4 回に」を、最終的な改正府令に基づいて書き改めたものである。

はじめに

○2008 年 4 月 28 日、「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（以下、改正定義府令）¹が公布された。この中で、適格機関投資家制度の弾力化が盛り込まれている。

○具体的には、次のような改正内容である。

◇適格機関投資家の届出時期を、従来の年 2 回（1 月、7 月）から年 4 回（1 月、4 月、7 月、10 月）に増やす。

◇適格機関投資家としての届出内容に一定の変更があった場合には変更届出の提出を求める。

1. 適格機関投資家とは？

○適格機関投資家とは、「有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者として内閣府令で定める者」と定義されている（金融商品取引法 2 条 3 項）。つまり、有価証券投資の専門家（プロ）としての十分な知識と経験を有すると認められる者と言えるだろう。

○適格機関投資家は、その専門的知識や経験に基づいて、自己責任に基づいた投資判断が可能であると

¹ 2008 年 4 月 28 日付官報第 4818 号に掲載されている。なお、金融庁のウェブサイトにも「今回改正を行う内閣府令の概要」、新旧対照表、「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」などといった関連資料が掲載されている（<http://www.fsa.go.jp/news/19/sonota/20080428-3.html>）。

考えられることから、金融商品取引法上の各種の規制の適用が免除されている（言い換えれば、各種の規制による保護を受けることができない）。一例を挙げれば次の通りである。

【発行開示規制】

◇新たに発行される有価証券の取得勧誘が行われるに当たって、適格機関投資家のみを勧誘の相手方として、かつ、適格機関投資家以外の者に転売されるおそれが少ない場合（いわゆるプロ私募）には、その証券の発行者に対する有価証券届出書の提出、目論見書の交付などの発行開示規制が免除される²（金融商品取引法 2 条 3 項 2 号など）。

【販売・勧誘規制】

◇適格機関投資家は、常に「特定投資家」³と位置づけられる（金融商品取引法 2 条 31 項）。

◇そのため、適格機関投資家を相手方とする場合には、金融商品取引業者等に対する広告規制、契約締結前の書面交付義務、適合性原則などの販売・勧誘規制が、原則として、免除される（金融商品取引法 45 条）。

○適格機関投資家の範囲は、「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令」（以下、定義府令）で定められている。これらは、大別して、常に適格機関投資家として扱われる者と、金融庁長官に届出を行った場合にのみ適格機関投資家として扱われる者⁴に分けることができる。

○金融庁長官に届出を行った場合にのみ適格機関投資家として扱われる者としては次の者がある。

- (1) 信用協同組合（定義府令 10 条 1 項 9 号）
- (2) いわゆるベンチャー・キャピタル会社等（※ 1）で、資本金（※ 2）が 5 億円以上であるもの（同 17 号）
- (3) 厚生年金基金・企業年金基金で、直近の貸借対照表上において純資産が 100 億円以上あるもの（同 19 号）
- (4) 信託会社（管理型信託会社を除く）（同 21 号）
- (5) 外国信託会社（外国管理型信託会社を除く）（同 22 号）
- (6) 直近の有価証券残高が 10 億円以上である法人（同 23 号イ）
- (7) 次の全ての要件を満たす個人（同 24 号イ）
 - ① 直近の有価証券残高が 10 億円以上であること
 - ② 金融商品取引業者等に有価証券取引を行うための口座を開設した日から起算して 1 年を経過していること
- (8) 組合の業務執行組合員等（※ 3）である法人・個人で、次の全ての要件を満たす者（※ 4）（同 23 号ロ、24 号ロ）
 - ① 組合等の有価証券残高が 10 億円以上であること
 - ② 他の全ての組合員等の同意を得ていること

² なお、現在、国会に提出されている「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」では、特定投資家のみを相手方とする場合についても、一定の要件を充たせば、有価証券届出書や有価証券報告書などによる法定開示義務を免除する制度を導入することとしている。詳細は拙稿「プロ向け市場と開示規制の改正案」（2008 年 3 月 27 日 DIR 制度調査部情報）参照。

³ 特定投資家の詳細については、拙稿「特定投資家（プロ・アマ区分）の細則」（2007 年 8 月 17 日付 DIR 制度調査部情報）など参照。

(9) 外国の法令に準拠して外国において次に掲げる業を行う者で、資本金等が一定額以上（※5）である者（同 25 号）

- ① 第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限る）
- ② 投資運用業
- ③ 銀行業
- ④ 保険業
- ⑤ 信託業（管理型信託業以外のものに限る）

(10) 外国の政府・政府機関・地方公共団体・中央銀行など（同 26 号）

(※1) 厳密には、銀行法施行規則 17 条の 3 第 2 項第 12 号に掲げる業務を行う株式会社で、その業務を行う旨が定款において定められている者をいう。

(※2) 改正前の定義府令では「最近事業年度の末日における資本金」とされていたが、改正定義府令では「届出の時の資本金」となっている。

(※3) 業務執行組員等とは次の者をいう（定義府令 10 条 1 項 23 号）。

- 組合契約を締結して組合の業務の執行を委託された組員
- 匿名組合契約を締結した営業者
- 有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、その業務を自ら執行する組員
- 外国の法令に基づくこれらに類する者

(※4) 業務執行組員等として取引を行う場合に限る。

(※5) 具体的には次の通り。

第一種金融商品取引業	……5,000 万円
投資運用業	……5,000 万円
銀行業	……20 億円
保険業	……10 億円
信託業	……1 億円

○今回の改正定義府令の内容は、主にこれらの者が適格機関投資家となるための届出手続に関するものである。

○なお、これらの者のうち、実際に適格機関投資家となるための届出があった者の名称などについては、公告が行われるほか（改正前の定義府令（以下、旧定義府令）10 条 5 項、改正定義府令 10 条 8 項）、金融庁のウェブサイト上にも公表されている⁴。

2. 届出時期の拡大

○従来は、前記の者（一般法人など）が適格機関投資家となるための届出は、毎年 1 月と 7 月に受け付けられ（旧定義府令 10 条 3 項）、その有効期限は 2 年間とされていた（同 4 項）。

○今回の改正定義府令では、1 月・7 月に加えて、4 月・10 月にも適格機関投資家となるための届出を受け付けることとしている（改正定義府令 10 条 3 項）。

○改正定義府令に基づく、届出時期、有効期限などをまとめると次のようになるだろう（改正定義府令 10 条 5、8 項）。なお、網掛け部分が旧定義府令からの変更部分である。

⁴ URL は、<http://www.fsa.go.jp/common/law/tekikaku/index.html> である。なお、届出なしに常に適格機関投資家となるものについては、ウェブサイト上での公表は行われていない（前記脚注 1 の「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」参照）。

届出時期	公告時期	有効期限
1月1日から1ヶ月間	3月1日までに公告	3月1日から2年間
4月1日から1ヶ月間	6月1日までに公告	6月1日から2年間
7月1日から1ヶ月間	9月1日までに公告	9月1日から2年間
10月1日から1ヶ月間	12月1日までに公告	12月1日から2年間

3. 届出事項の明確化と変更の届出

○今回の改正定義府令では、適格機関投資家となるための届出事項も明確化されている。

○具体的な届出事項をまとめると次のようになる（改正定義府令10条3項）。なお、表中の(1)～(10)は、2～3頁の「金融庁長官に届出を行った場合にのみ適格機関投資家として扱われる者」のリストの番号に対応するものである。

(1)(2)(4)(5)(9)(10)に該当する者の届出事項	(3)に該当する者の届出事項	(6)(7)(8)に該当する者の届出事項
商号、名称	名称	商号、名称、氏名
代表者の役職名・氏名	代表者の役職名・氏名	代表者の役職名・氏名（届出者が法人の場合に限る）
本店・主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	本店・主たる事務所の所在地、住所
（(9)(10)の場合）本邦内に本店・主たる事務所の所在地・住所を有する者であって、届出に関する一切の行為につき、代理権を有する者の商号・名称・氏名、本店・主たる事務所の所在地・住所	—	（非居住者の場合）本邦内に本店・主たる事務所の所在地・住所を有する者であって、届出に関する一切の行為につき、代理権を有する者の商号・名称・氏名、本店・主たる事務所の所在地・住所
適格機関投資家の種別（※）	—	適格機関投資家の種別（※）
（(2)(9)の場合）資本金等の額	直近貸借対照表上の純資産の額	直近日の保有有価証券残高
（(9)の場合）外国において行っている業務、その業務の根拠となる法令	—	—

（※）要するに(1)～(10)のどの区分に属するかということ。なお、個人の場合は(7)(8)、法人の場合は(6)(8)のいずれに該当するのかも明記することが求められている。

○届出事項のうち次の事項に変更があった場合は、遅滞なく、その内容を金融庁長官に届け出ることも求められている（改正定義府令10条6項）。

◇商号、名称、氏名

◇本店・主たる事務所の所在地、住所

○なお、変更の届出があった場合は、金融庁長官は、遅滞なく、官報に公告を行うこととされている（改正定義府令10条9項）

4. 施行期日

○改正定義府令は2008年5月1日から施行されている。

○なお、旧定義府令に基づいて2006年7月1日以降に届出を行った適格機関投資家についても、改正定義府令に基づいて届出事項の変更手続等が必要となる場合には、遅滞なく金融庁長官に届け出ることが求められている（改正定義府令附則2条1、2項）。